

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等「グループ補助金」)

令和元年度予備費予算額 **144.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 令和元年台風第19号により特に大きな被害を受けた地域（宮城県、福島県、栃木県、長野県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

3. 補助率

補助上限額：15億円

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）

上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）

※東日本大震災からの復興途上にある宮城県、福島県については、一定の要件の下、5億円までは定額補助（国2/3、県1/3）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。
※令和元年台風第19号以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても、遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

1. 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

2. 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

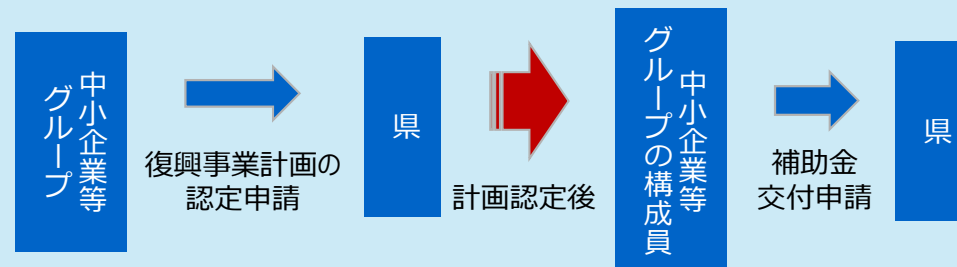
復興事業計画等による整備



倒壊した工場・施設等の復旧支援



共同店舗の設置支援



被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

令和元年度予備費予算額 **279.1億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 令和元年台風19号により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、着実に事業再建に向けた取組を実施していく必要があります。
- そのため、令和元年台風19号の被害を受けた小規模事業者による事業再建に向けた取組を支援します。

成果目標

- 被災した事業者の事業再建を支援し、約25,000者の事業再建を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

事業概要

- 小規模事業者の復旧・復興を推進するため、商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入費等を補助します。

補助対象者：令和元年台風19号の被害を受けた小規模事業者

補助率：2/3

定額（宮城県、福島県の事業者で一定の要件を満たす者）

補助上限額：

200万円（宮城県、福島県、栃木県、長野県に所在する事業者）

100万円（岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県に所在する事業者）

対象経費：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

※最大10名まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

事業イメージ

【飲食業の取組】

- ・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



【食品製造業の取組】

- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）

令和元年度予備費予算額 **52.9億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済、地域住民の住環境は、公共セクターのみならず、民間セクター、とりわけ多くの中小企業によって成り立っている側面があります。
- 本年は、台風第15号、台風第19号等の激甚災害が頻発、事業所や生産設備の損壊等によって事業活動が制限された中小企業も多く、この状態が長引くと、地域経済の持続性が損なわれるおそれが生じます。
- このため、地域経済の持続性に対するダメージを防止・軽減していくため、災害による中小企業被害が多大な地方公共団体が、地域企業の復旧・再建を支援していく取組を着実に実行できるようにしていくため、地方公共団体に対して、その実行に係る経費の一部を国庫補助します。
- 国と地方公共団体の施策が相互に補完し合うことによって、甚大な災害被害からの復旧が迅速・円滑かつ地域の政策ニーズに合った形で進んでいくようにしていきます。

成果目標

- 災害によって多大な中小企業被害を被った地域の経済の早期復旧を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※本激災害であり、県単位・市町村単位の被害が甚大で一定要件を満たす県

事業イメージ

地方公共団体の取組イメージ

- ・産地産業等、地域の外から外貨を稼ぎ、地域経済のエンジンとなっている中小企業の復旧支援
- ・地域住民の生活に必要な食品スーパーやドラッグストア等を経営している中小企業の復旧支援
- ・事業再開に向けた応急経営診断（復旧コストの分析、地域投資リスクの分析等）

等

地方公共団体の取組

地域特有の課題や産業構造の特性を踏まえ、
その実態に応じた形で復旧支援を実施

国（経済産業省）の取組

財源の1 / 2 又は 2 / 3 を補助

中小企業組合共同施設等災害復旧費補助金

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763

令和元年度予備費予算額 **2.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 令和元年台風第19号により被害を受けた、事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助します。
(国が1/2、県が1/4を補助。)

成果目標

- 事業協同組合等に対し施設の復旧等を支援することにより、被災地域(災害救助法が適用された14都県)の早期の復旧・復興を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

1. 対象者

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、
商工組合、商工組合連合会

2. 対象経費

組合の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、
検査施設、共同作業場、原材料置場、それらに付随する設備)



※令和元年台風第19号以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合があります。

※都県において、予算が成立することが前提になります。

事業イメージ

中小企業組合の共同施設の復旧

- 令和元年台風第19号により損壊した組合の共同施設の復旧に要する資材・工事費等の費用を補助します。

被害を受けた組合の共同施設・設備



共同施設の復旧



※ 対象施設は組合の共同施設(倉庫、生産施設、販売施設等)です。

※ 対象事業を行う事業協同組合等は都県に申請してください。

商店街災害復旧等事業

令和元年度予備費予算額 **15.7億円**

事業の内容

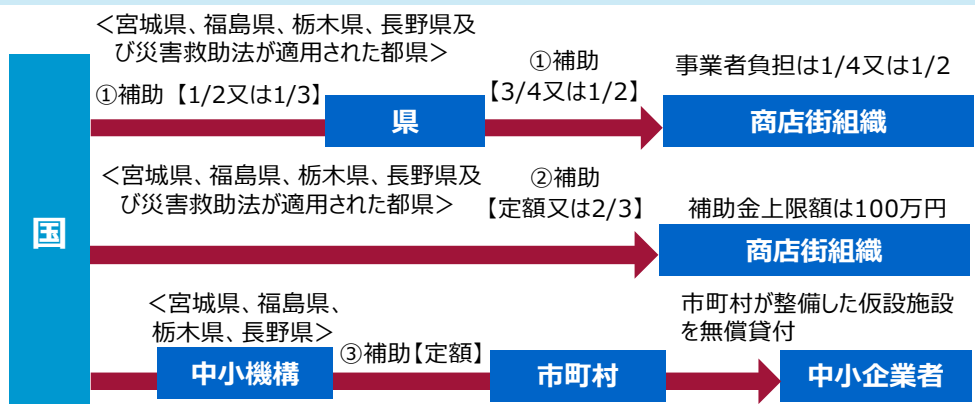
事業目的・概要

- 令和元年台風第19号に伴う災害による被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させること、また、災害により落ち込んだ観光客を呼び込み、地域の消費額を増大させることが重要です。このため、今般の災害の影響を大きく受けた商店街について、被害を受けた施設の改修等に要する費用を支援します。
- 豪雨の影響を大きく受けた商店街等※に対し、以下の事業にかかる費用を支援します。
 - ①被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等
 - ②商店街によるにぎわい創出事業
 - ③独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設設整備支援事業※①②の補助の対象は、商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等です。

成果目標

- 商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※①、②は、特に被害の大きかった宮城県、福島県、栃木県、長野県及び災害救助法が適用された都県に所在する商店街に限ります。

※③は、特に被害の大きかった宮城県、福島県、栃木県、長野県に限ります。

※①は、令和元年台風第19号に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

①アーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等

- 被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯等の設備の改修等にかかる費用を支援。



暴風により街路灯が倒れる様子

②商店街によるにぎわい創出事業

- 商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用を支援。



復興イベント・祭り

③独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮施設設整備支援事業

- 被災した中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、仮施設設整備事業に必要な費用を補助。



仮施設設整備支援事業による仮施設設の一例

中小企業寄り添い型支援事業費 (よろず支援拠点・専門家派遣事業等)

令和元年度予備費予算額 **2.0億円**

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

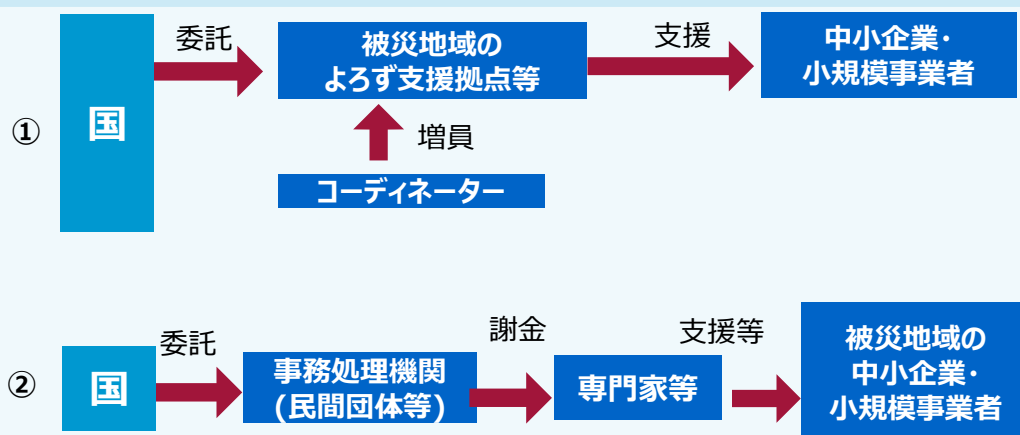
事業目的・概要

- 被災地域（災害救助法が適用された14都県）のよろず支援拠点等のコーディネーターを増員し、令和元年に発生した台風第19号により生じた経営相談に対応するための体制を強化します。
- また、風評被害等による顧客離れ対策などの経営課題に対応するため、被災地域（災害救助法が適用された14都県）の中小企業・小規模事業者には専門家等を派遣します。

成果目標

- 令和元年台風第19号により生じた経営課題の解決を支援し、台風の影響を受けた被災地域の早期復興を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) よろず支援拠点等事業

- よろず支援拠点では、中小企業・小規模事業者を対象に①売上拡大のための解決策の提案、②経営改善計画策定を提案し、行動に移すための専門家チームの編成・派遣、③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介、を実施します。
- 今回、令和元年台風第19号により生じた経営課題の解決を支援できるよう、被災地域（災害救助法が適用された14都県）において、被災地の事情に合わせて、経営改善や資金調達等を得意とするコーディネーターなどを増員します。

(2) 専門家等派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム（※）が、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を原則3回まで無料で派遣します。
- （※）地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。平成25年度から設置しています。

石油製品販売業早期復旧支援事業

令和元年度予備費予算額 **3.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 令和元年台風第19号により、SS（サービスステーション）において、計量機などの損壊等、深刻な被害が発生しました。
- 被災地域におけるSSは、被災者の生活再建や被災地域の復旧等に必要不可欠な燃料を供給する役割を担っており、これらを下支えする拠点として、SSの機能回復は喫緊の課題です。
- そのため、被災したSSにおける設備等の補修又は入替工事を支援します。

成果目標

- 被災したSSの早期復旧により、被災者の生活再建や被災地域の復旧等を下支えすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

SSの早期復旧支援

- 浸水や土砂流入により損壊した、計量機等が対象となります。



（左）冠水被害を受けたSS／（右）河川の氾濫に伴うSSへの土砂流入により押し流され使用不能となった計量機（宮城県丸森町）



（左）冠水被害を受けたSS／（右）水に浸かり使用不能となった計量機（長野県長野市）

地域の魅力発信による消費拡大事業

令和元年度予備費予算額 **4.9億円**

事業の内容

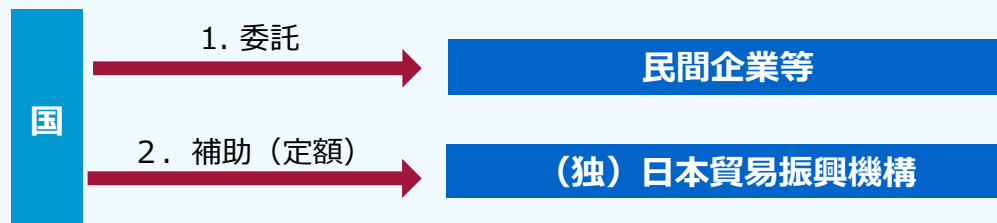
事業目的・概要

- 令和元年10月の台風の影響により、被害を受けた地域の観光客が減少し、観光産業をはじめとする地域の事業者は、需要減少に直面しています。
- このような中、当該地域の経済の復興のためには、観光業の風評被害払拭に向けた支援を早急に進めることで、観光客を呼び込み、地域の消費額を増大させることが重要です。
- このため、被害状況の把握し、風評被害の払拭や需要喚起に向けた適切な方策を検討しつつ、被災地域の様々な地域資源（地域産品・サービス等）の魅力を発信していきます。

成果目標

- 事業開始時－年度末の被災地域における旅行消費額について、前年度同等以上を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 地域の魅力発信事業

（1）被害状況の把握と観光消費行動データの活用

- 地域の被害状況の把握に努めるとともに、当該地域を訪ねる観光客について、訪問・滞在先や、その嗜好、観光に係る情報取得手段、また、安心感等の消費者行動の分析を行い、関連する施策の効果向上を狙います。

（2）地域のコンテンツのPR・プロモーション支援

- 国内外のメディア・インフルエンサー等を活用した地域産品等の観光コンテンツのPR・プロモーションの実施します。
- SNS等での魅力発信に加え、次年度以降にもつながるように、地域の各種資源の発掘・磨き上げを実施します。

2. インバウンド需要促進事業

- インフルエンサー・バイヤー等の招聘による産業観光・ビジネスインバウンド促進や、既存のイベント等も活用しつつ、風評被害対策や需要喚起に向けた商談会・セミナー等を開催します。